

議案第●号

受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）11月17日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

（宝塚市一般事務手数料条例の一部改正）

第1条 宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5(1)の項中「300円」を「400円」に、「200円」を「300円」に改め、同表(2)の項及び(3)の項中「300円」を「400円」に改め、同表(4)の項中「300円」を「400円」に、「200円」を「300円」に改め、同表(5)の項中「250円」を「300円」に改め、同表(6)の項中「300円」を「400円」に改め、同表(7)の項中「300円」を「400円」に、「200円」を「300円」に改め、同表(8)の項中「300円」を「400円」に改め、同表(9)の項中「300円」を「400円」に、「200円」を「300円」に改め、同表(10)の項、(11)の項及び(13)の項中「300円」を「400円」に改め、同表(14)の項中「禁治産及び準禁治産並びに」を削り、「300円」を「400円」に改め、同表(15)の項から(17)の項までの規定中「300円」を「400円」に改める。

（宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部改正）

第2条 宝塚市環境衛生事務手数料条例（平成22年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「300円」を「400円」に改め、同条第2号中「又は宝塚市営霊園合葬式墓所使用許可証の書換え（宝塚市営霊園条例（平成29年条例第46号）第43条第2項の規定による書換えに限る。）又は」を「の書換え（宝塚市営霊園条例（平成29年条例第46号）第12条第1項の普通墓所使用権の承継及び第26条第1項の特別墓所使用権の承継に伴う書換えに限る。）若しくは再交付又は宝塚市営霊園合葬式墓

所使用許可証若しくは宝塚市営霊園樹木葬式墓所使用許可証の」に、「300円」を「400円」に改め、同条第3号中「300円」を「400円」に改める。

(宝塚市計量事務手数料条例の一部改正)

第3条 宝塚市計量事務手数料条例(平成22年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「300円」を「400円」に改める。

(宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部改正)

第4条 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第5中「300円」を「400円」に改める。

(宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部改正)

第5条 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「300円」を「400円」に改める。

(宝塚市消防事務手数料条例の一部改正)

第6条 宝塚市消防事務手数料条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「300円」を「400円」に改める。

(宝塚市立市役所内駐車場条例の一部改正)

第7条 宝塚市立市役所内駐車場条例(昭和55年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「別表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる使用時間に応じ、同表の右欄に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

区分		使用時間	金額
12月29日から翌年の1月3日までの	午前8時以後午後9時前に入庫	入庫から1時間まで	無料

日（以下この表において「年末年始」という。）以外の日に入庫した場合	した場合	入庫から1時間を超える20分につき	100円
	午後9時以後午前8時前に入庫した場合	20分につき	100円
年末年始に入庫した場合		20分につき	100円

備考 使用時間に20分未満の端数が生じたときは、これを20分に切り上げる。

（宝塚市立公民館設置管理条例の一部改正）

第8条 宝塚市立公民館設置管理条例（平成29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表1 宝塚市立中央公民館利用料金の部中

「

28,600円
7,400円
3,400円
5,400円
5,400円
3,400円
6,000円
2,600円

」

を

「

21,500円
5,600円
2,600円
4,100円

4, 100円
2, 600円
4, 500円
2, 000円

」

に改め、同部の表備考を次のように改める。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。
- 3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

別表2宝塚市立東公民館利用料金の部(1)施設の利用料金の款中

「

4, 600円
4, 200円
31, 200円
2, 200円
11, 400円
4, 800円
3, 400円
8, 000円
16, 000円
7, 400円
4, 000円
7, 400円

」

を

「

3, 500円
3, 200円
23, 400円
1, 700円
8, 600円
3, 600円
2, 600円
6, 000円
12, 000円
5, 600円
3, 000円
5, 600円

」

に改め、同款の表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。
- 3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

別表2宝塚市立東公民館利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改め、同表3宝塚市立西公民館利用料金の部(1)施設の利用料金の款中

「

4,600円
9,200円
26,000円
10,000円
5,400円
6,800円
4,000円
2,600円
4,000円
6,600円
12,000円

」

を

「

3,500円
6,900円
19,500円
7,500円
4,100円
5,100円
3,000円
2,000円
3,000円
5,000円
9,000円

」

に改め、同款の表備考を次のように改める。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2

倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。

2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

別表3 宝塚市立西公民館利用料金の部(2) 附属設備の利用料金の款 駐車設備の項中「30分」を「20分」に改める。

(宝塚市立スポーツ施設条例の一部改正)

第9条 宝塚市立スポーツ施設条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表1 宝塚市立スポーツセンターの利用料金の部(1) 施設の利用料金の款中

「

20,000円
400円
800円
13,000円
9,400円
5,800円
32,400円
600円
14,400円
600円
800円
7,200円
10,800円

」

を

「

8, 7 0 0 円
6 0 0 円
1, 2 0 0 円
4, 9 0 0 円
3, 6 0 0 円
2, 2 0 0 円
1 2, 2 0 0 円
3 0 0 円
5, 4 0 0 円
3 0 0 円
3 0 0 円
2, 7 0 0 円
4, 1 0 0 円

」

に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

別表1宝塚市立スポーツセンターの利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款バーベキュー設備の項中「300円」を「500円」に改め、同款弓道設備の項中「100円」を「200円」に改め、同款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者がバーベキュー設備又は弓道設備を利用する場合は、この表に定める当該設備の利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2

倍相当額」という。)とする。

- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定めるバーベキュー設備又は弓道設備の利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

別表2宝塚市立高司グラウンドの利用料金の部(1)施設の利用料金の款多目的グラウンドの項中「5,800円」を「2,200円」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

別表2宝塚市立高司グラウンドの利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改め、同表3宝塚市立末広体育館の利用料金の部(1)施設の利用料金の款体育館の項中「18,000円」を「6,800円」に、「3,600円」を「1,400円」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

別表4宝塚市立売布北グラウンドの利用料金の部(1)施設の利用料金の款野球場の項中「13,000円」を「4,900円」に改め、同款テニスコートの項中「5,800円」を「2,700円」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍

相当額)の2倍に相当する額とする。

別表4宝塚市立売布北グラウンドの利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改め、同表5宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金の部(1)施設の利用料金の款多目的グラウンドの項中「21,600円」を「8,100円」に改め、同款テニスコートの項中「5,800円」を「3,600円」に改め、同款の表に次のように加える。

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

別表5宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金の部(2)附属設備の利用料金の款駐車設備の項中「30分」を「20分」に改める。

(宝塚市総合福祉センター条例の一部改正)

第10条 宝塚市総合福祉センター条例(平成17年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「60歳」を「65歳」に改める。

別表中

「

59,600円
10,400円
20,800円
15,800円
16,000円
16,000円
29,600円

」

を

「

44,700円
7,800円
15,600円
11,900円
12,000円
12,000円
22,200円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立老人福祉センター条例の一部改正）

第11条 宝塚市立老人福祉センター条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「60歳」を「65歳」に改める。

別表第2中

「

11,040円
10,880円
8,320円
10,560円
5,440円

」

を

「

16,600円
16,400円
12,500円
15,900円
8,200円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立人権文化センター条例の一部改正）

第12条 宝塚市立人権文化センター条例（平成14年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係） 別紙添付

（宝塚市立男女共同参画センター条例の一部改正）

第13条 宝塚市立男女共同参画センター条例（平成18年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表1 学習交流室及びプレイルームの利用料金の部学習交流室の項中「9,000円」を「3,000円」に改め、同部プレイルームの項中「7,800円」を「2,600円」に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。

- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立文化施設条例の一部改正）

第14条 宝塚市立文化施設条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表1 ホール及び会議室の利用料金の部中

「

199,000円
43,400円
148,000円
76,600円

」

を

「

149,300円
32,600円
111,000円
57,500円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立手塚治虫記念館条例の一部改正）

第15条 宝塚市立手塚治虫記念館条例（平成5年条例第35号）の一部を次のように改

正する。

第4条第1項ただし書中「2,000円」を「3,000円」に改める。

別表大人の項中「700円」を「900円」に、「560円」を「720円」に改める。

(宝塚市立国際・文化センター条例の一部改正)

第16条 宝塚市立国際・文化センター条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

12,800円
12,000円
10,000円

」

を

「

9,600円
9,000円
7,500円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

(宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）条例の一部改正)

第17条 宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表 1 施設の利用料金の部中

「

200,000円
60,000円
300円

」

を

「

199,500円
33,900円
500円

」

に改め、同表に次のように加える。

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者がホール、会議室又は展示室を利用する場合は、この表に定めるホール、会議室又は展示室の利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定めるホール、会議室又は展示室の利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立文化芸術センター条例の一部改正）

第18条 宝塚市立文化芸術センター条例（平成30年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,000円
120,000円
28,000円

36,000円
12,000円
8,000円
24円

」

を

「

3,000円
90,000円
21,000円
27,000円
9,000円
6,000円
36円

」

に改め、同表に次のように加える。

#### 備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市立中山台コミュニティセンター条例の一部改正）

第19条 宝塚市立中山台コミュニティセンター条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「得た額」の次に「（次項において「床面積額」という。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の会議室等の利用料金の額は、当

該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

(1) 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合 床面積額の2倍に相当する額（次号において「2倍相当額」という。）

(2) 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額

第21条中「第10条第2項の規定により算定される額及び」を「第10条第2項及び第3項の規定により算定される額並びに」に改める。

（宝塚市立地域利用施設条例の一部改正）

第20条 宝塚市立地域利用施設条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「得た額」の次に「（次項において「床面積額」という。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

(1) 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合 床面積額の2倍に相当する額（次号において「2倍相当額」という。）

(2) 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額（利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額）の2倍に相当する額

第20条中「第9条第2項」を「第9条第2項及び第3項」に改める。

（宝塚市立末成集会所条例の一部改正）

第21条 宝塚市立末成集会所条例（平成19年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

備考

1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の

2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。

- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。

（宝塚市公益施設条例の一部改正）

第22条 宝塚市公益施設条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「得た額」の次に「（次項において「床面積額」という。）」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

（1） 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合 床面積額の2倍に相当する額（次号において「2倍相当額」という。）

（2） 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額

第20条中「第10条第2項及び第3項」を「第10条第2項、第3項及び第4項」に改める。

（宝塚市立看護専門学校条例の一部改正）

第23条 宝塚市立看護専門学校条例（平成6年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「1,000円」を「2,000円」に改める。

（宝塚市営火葬場条例の一部改正）

第24条 宝塚市営火葬場条例（昭和39年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1体につき	10,000円
1体につき	5,000円
1体につき	4,000円

1包につき	4,000円
1体につき	40,000円
1体につき	20,000円
1体につき	16,000円
1包につき	16,000円

」

を

「

1体につき	15,000円
1体につき	7,500円
1体につき	6,000円
1包につき	6,000円
1体につき	60,000円
1体につき	30,000円
1体につき	24,000円
1包につき	24,000円

」

に改める。

(宝塚市立共同利用施設条例の一部改正)

第25条 宝塚市立共同利用施設条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「得た額」の次に「（次項において「床面積額」という。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

(1) 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が利用する場合 床面積額の2倍に相当する額（次号において「2倍相当額」という。）

(2) 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額  
第20条中「第9条第2項」を「第9条第2項及び第3項」に改める。

(宝塚市立長谷牡丹園条例の一部改正)

第26条 宝塚市立長谷牡丹園条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第15条中「300円」を「500円」に改める。

(宝塚市都市公園条例の一部改正)

第27条 宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

末広中央 公園駐 車場	使用時間が1時間以内である場合		自動車1 台1回	無料
	使用時間が1時間を超える場合（30分未満の端数が生じたときは30分とする。）	30分当 たり	自動車1 台1回	100円

」

を

「

末広中央 公園駐 車場	12月29日から翌年の1月3日までの日（以下この表において「年末年始」という。）以外の日の午前8時以後午後9時前に入庫した場合	使用時間が1時間以内である場合		自動車1 台1回	無料
		使用時間が1時間を超える場合	20分当 たり（20分未満の端数が生じたときは20分とする。）	自動車1 台1回	100円

年末年始以外の日の午後9時以後	20分当	自動車1	100円
午前8時前に入庫した場合又は年	たり(20	台1回	
末年始に入庫した場合	分未満の		
	端数が生		
	じたとき		
	は20分		
	とする。)		

」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(宝塚市一般事務手数料条例別表第5(14)の項の改正規定(「禁治産及び準禁治産並びに」を削る部分に限る。))に限る。)、第2条(第2号に掲げる規定を除く。)、第8条、第9条、第10条(第2号に掲げる規定を除く。)、第11条(第2号に掲げる規定を除く。)、第13条、第14条、第16条から第22条まで、第25条及び第26条の規定 公布の日

(2) 第1条(前号に掲げる規定を除く。)、第2条(宝塚市環境衛生事務手数料条例第5条の改正規定(「300円」を「400円」に改める部分に限る。))に限る。)、第3条から第7条まで、第10条(宝塚市総合福祉センター条例第10条第1項第1号の改正規定に限る。)、第11条(宝塚市立老人福祉センター条例第9条第1号の改正規定に限る。)、第12条、第23条、第24条及び第27条の規定並びに附則第2項から第10項まで及び第12項から第14項までの規定 令和8年10月1日

(3) 第15条の規定及び附則第11項の規定 令和9年3月1日  
(宝塚市一般事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条(附則第1項第2号に掲げる規定に限る。)の規定による改正後の宝塚市一般事務手数料条例別表第5の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条(附則第1項第2号に掲げる規定に限る。)の規定による改正後の宝塚市環境衛生事務手数料条例第5条の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(宝塚市計量事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の宝塚市計量事務手数料条例第2条第2項の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例別表第5の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例別表第6の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(宝塚市消防事務手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の宝塚市消防事務手数料条例第2条第3項の規定は、令和8年10月1日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(宝塚市立市役所内駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の宝塚市立市役所内駐車場条例第4条第2項及び別表の規定は、令和8年10月1日以後の入庫に係る使用料について適用し、同日前の入庫に係る使用料については、なお従前の例による。

(宝塚市総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第10条(附則第1項第2号に掲げる規定に限る。)の規定による改正後の宝塚市総合福祉センター条例第10条第1項の規定は、令和8年10月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(宝塚市立人権文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

1 0 第 1 2 条の規定による改正後の宝塚市立人権文化センター条例別表の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(宝塚市立手塚治虫記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

1 1 第 1 5 条の規定による改正後の宝塚市立手塚治虫記念館条例第 4 条第 1 項ただし書及び別表の規定は、令和 9 年 3 月 1 日以後の入館に係る入館料について適用し、同日前の入館に係る入館料については、なお従前の例による。

(宝塚市立看護専門学校条例の一部改正に伴う経過措置)

1 2 第 2 3 条の規定による改正後の宝塚市立看護専門学校条例第 3 条第 4 号の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後になされた再試験の申込みに係る再試験料について適用し、同日前になされた再試験の申込みに係る再試験料については、なお従前の例による。

(宝塚市営火葬場条例の一部改正に伴う経過措置)

1 3 第 2 4 条の規定による改正後の宝塚市営火葬場条例別表の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後になされた申請に係る使用料について適用し、同日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(宝塚市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

1 4 第 2 7 条の規定による改正後の宝塚市都市公園条例別表第 2 駐車場の使用の部末広中央公園駐車場の項の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の入庫に係る使用料について適用し、同日前の入庫に係る使用料については、なお従前の例による。

別紙

別表（第6条関係）

（1）宝塚市立くらんど人権文化センター使用料

（単位 円）

使用区分 使用施設	午前	午後1	午後2	夜間	延長使 用料
	午前9時～正 午	午後1時～ 午後3時	午後3時1 5分～午後 5時15分	午後6時～ 午後9時	
会議室1	500	300	300	500	200
会議室2	500	300	300	500	200
会議室3	800	500	500	800	300
会議室4	500	300	300	500	200
会議室5	500	300	300	500	200
会議室6	600	500	500	600	300
学習室1	300	200	200	300	200
学習室2	500	300	300	500	200
学習室3	500	400	400	500	200
学習室4	500	300	300	500	200
和室1	300	200	200	300	200
和室2	500	300	300	500	200
調理室	300	200	200	300	200
中ホール	1,100	800	800	1,100	500
大ホール	1,800	1,200	1,200	1,800	700

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 2 複数の使用区分で同一施設を連続して使用する場合の使用料は、各使用区分に掲げる額の合計額とする。この場合において、各使用区分に掲げる時間帯の間の時間

についても使用することができるものとする。

3 午前区分の使用については1時間を限度として、午後2区分の使用については45分を限度として、それぞれ延長して使用できるものとする。この場合において、延長使用料としてこの表に定める額を使用料に加算するものとする。

4 特殊器具の使用料については、別に市長が定める。

(2) 宝塚市立まいたに人権文化センター使用料

(単位 円)

使用施設	使用区分	午前	午後1	午後2	夜間	延長使用料
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時15分～午後 5時15分	午後6時～ 午後9時	
学習室1		500	300	300	500	200
学習室2		500	300	300	500	200
学習室3		500	300	300	500	200
学習室4		500	300	300	500	200
学習室5		500	300	300	500	200
学習室6		600	500	500	600	300
学習室7		500	300	300	500	200
調理室		600	500	500	600	300
和室1		500	400	400	500	200
和室2		500	400	400	500	200
大ホール		1,500	1,100	1,100	1,500	600
多目的室		500	400	400	500	200

備考

- 1 市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 2 複数の使用区分で同一施設を連続して使用する場合の使用料は、各使用区分に掲げる額の合計額とする。この場合において、各使用区分に掲げる時間帯の間の時間についても使用することができるものとする。

3 午前区分の使用については1時間を限度として、午後2区分の使用については45分を限度として、それぞれ延長して使用できるものとする。この場合において、延長使用料としてこの表に定める額を使用料に加算するものとする。

4 特殊器具の使用料については、別に市長が定める。

(3) 宝塚市立ひらい人権文化センター使用料

(単位 円)

使用施設	使用区分	午前	午後1	午後2	夜間	延長使用料
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時15分～午後 5時15分	午後6時～ 午後9時	
会議室1		300	200	200	300	200
会議室2		800	500	500	800	300
学習室1		200	200	200	200	200
学習室2		200	100	100	200	100
調理室		300	200	200	300	200
和室		300	200	200	300	200

備考

1 市民以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。

2 複数の使用区分で同一施設を連続して使用する場合の使用料は、各使用区分に掲げる額の合計額とする。この場合において、各使用区分に掲げる時間帯の間の時間についても使用することができるものとする。

3 午前区分の使用については1時間を限度として、午後2区分の使用については45分を限度として、それぞれ延長して使用できるものとする。この場合において、延長使用料としてこの表に定める額を使用料に加算するものとする。

4 特殊器具の使用料については、別に市長が定める。

議案第 号

受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について  
 宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表(第1条による改正関係)  
 (現行)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 租税又は公課に関する証明	1筆、1棟又は1件につき <u>300円</u> (多機能端末機による交付にあつては、1件につき200円)
(2) 土地、建物又は償却資産に関する証明	1筆、1棟又は1件につき <u>300円</u>
(3) 法人等に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(4) 印鑑登録証明書の交付	1枚につき <u>300円</u> (多機能端末機による交付にあつては、1枚につき200円)
(5) 印鑑登録証の交付	1枚につき <u>250円</u>
(6) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	1枚につき <u>300円</u>
(7) 住民票の写しの交付	1通につき <u>300円</u> (多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)
(8) 住民票記載事項証明書の交付	1通につき <u>300円</u>
(9) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき <u>300円</u> (多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円)
(10) 不在籍に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(11) 不在住に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(13) 破産に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(14) 禁治産及び準禁治産並びに後見に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(15) 資格に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(16) 文書の受理に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(17) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき <u>300円</u>

(改正案)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 租税又は公課に関する証明	1筆、1棟又は1件につき400円(多機能端末機による交付にあっては、1件につき300円)
(2) 土地、建物又は償却資産に関する証明	1筆、1棟又は1件につき400円
(3) 法人等に関する証明	1件につき400円
(4) 印鑑登録証明書の交付	1枚につき400円(多機能端末機による交付にあっては、1枚につき300円)
(5) 印鑑登録証の交付	1枚につき300円
(6) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	1枚につき400円
(7) 住民票の写しの交付	1通につき400円(多機能端末機による交付にあっては、1通につき300円)
(8) 住民票記載事項証明書の交付	1通につき400円
(9) 戸籍の附票の写しの交付	1通につき400円(多機能端末機による交付にあっては、1通につき300円)
(10) 不在籍に関する証明	1件につき400円
(11) 不在住に関する証明	1件につき400円
~~~~~	
(13) 破産に関する証明	1件につき400円
(14) _____後見に関する証明	1件につき400円
(15) 資格に関する証明	1件につき400円
(16) 文書の受理に関する証明	1件につき400円
(17) 前各項に定めのない事項の証明	1件につき400円

宝塚市環境衛生事務手数料条例(平成22年条例第9号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(証明等の事務に係る手数料)</p> <p>第5条 市長は、前3条に定めるもののほか、次に定める事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める金額をその申請する者から徴収する。</p> <p>(1) 埋火葬に関する証明 1件につき<u>300円</u></p> <p>(2) 宝塚市営霊園使用許可証又は宝塚市営霊園合葬式墓所使用許可証の書換え(宝塚市営霊園条例(平成29年条例第46号)第43条第2項の規定による書換えに限る。)又は</p> <hr/> <p>再交付 1枚につき<u>300円</u></p> <p>(3) 前2号に定めのない事項(環境衛生に関する事務に係るものに限る。)の証明 1件につき<u>300円</u></p>	<p>(証明等の事務に係る手数料)</p> <p>第5条 市長は、前3条に定めるもののほか、次に定める事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める金額をその申請する者から徴収する。</p> <p>(1) 埋火葬に関する証明 1件につき<u>400円</u></p> <p>(2) 宝塚市営霊園使用許可証の書換え(宝塚市営霊園条例(平成29年条例第46号)第12条第1項の普通墓所使用権の承継及び第26条第1項の特別墓所使用権の承継に伴う書換えに限る。)若しくは再交付又は宝塚市営霊園合葬式墓所使用許可証若しくは宝塚市営霊園樹木葬式墓所使用許可証の再交付 1枚につき<u>400円</u></p> <p>(3) 前2号に定めのない事項(環境衛生に関する事務に係るものに限る。)の証明 1件につき<u>400円</u></p>

宝塚市計量事務手数料条例(平成22年条例第10号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(計量に関する事務に係る手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、市の事務(計量に関する事務に係るものに限る。)に関する証明書の交付について、1件につき<u>300円</u>の手数料をその申請する者から徴収する。</p>	<p>(計量に関する事務に係る手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市長は、市の事務(計量に関する事務に係るものに限る。)に関する証明書の交付について、1件につき<u>400円</u>の手数料をその申請する者から徴収する。</p>

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)新旧対照表(第4条による改正関係)  
(現行)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 宅地造成等工事に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(2) 農地に関する証明	1件につき <u>300円</u>
(3) 都市計画に関する証明	1件につき <u>300円</u>
~~~~~	
(5) 前各項に定めのない事項(開発、都市計画等に関する事務に係るものに限る。)の証明	1件につき <u>300円</u>

(改正案)

別表第5(第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 宅地造成等工事に関する証明	1件につき <u>400円</u>
(2) 農地に関する証明	1件につき <u>400円</u>
(3) 都市計画に関する証明	1件につき <u>400円</u>
~~~~~	
(5) 前各項に定めのない事項(開発、都市計画等に関する事務に係るものに限る。)の証明	1件につき <u>400円</u>

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表(第5条による改正関係)

(現行)

別表第6(第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 建築基準法令の規定による処分に係る建築物(工作物を含む。)の台帳記載事項の証明	1通につき <u>300円</u>
(2) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の18に規定する計画書及び第11条の3第1項各号に規定する建築計画概要書等の写しの交付	1通につき <u>300円</u>
(3) 建築基準法施行規則第9条に規定する図面の写しの交付	1通につき <u>300円</u>
~~~~~	
(5) 長期優良住宅の認定に関する証明	1通につき <u>300円</u>
(6) 自動車保管場所使用確認証明	1通につき <u>300円</u>
(7) 市営住宅入居証明	1通につき <u>300円</u>
(8) 前各項に定めのない事項(建築又は住宅に関する事務に係るものに限る。)の証明	1通につき <u>300円</u>

(改正案)

別表第6(第2条関係)

手数料を徴収する事務	金額
(1) 建築基準法令の規定による処分に係る建築物(工作物を含む。)の台帳記載事項の証明	1通につき <u>400円</u>
(2) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の18に規定する計画書及び第11条の3第1項各号に規定する建築計画概要書等の写しの交付	1通につき <u>400円</u>
(3) 建築基準法施行規則第9条に規定する図面の写しの交付	1通につき <u>400円</u>
~~~~~	
(5) 長期優良住宅の認定に関する証明	1通につき <u>400円</u>
(6) 自動車保管場所使用確認証明	1通につき <u>400円</u>
(7) 市営住宅入居証明	1通につき <u>400円</u>
(8) 前各項に定めのない事項(建築又は住宅に関する事務に係るものに限る。)の証明	1通につき <u>400円</u>

宝塚市消防事務手数料条例(平成22年条例第13号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、市長は、市の事務(消防に関する事務に係るものに限る。)の証明書の交付について、1件につき<u>300円</u>の手数料をその申請する者から徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、市長は、市の事務(消防に関する事務に係るものに限る。)の証明書の交付について、1件につき<u>400円</u>の手数料をその申請する者から徴収する。</p>

宝塚市立市役所内駐車場条例(昭和55年条例第36号)新旧対照表(第7条による改正関係)

現行	改正案
<p>(使用料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、自動車1台1回の入庫につき、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額</u>  <u>_____とする。</u></p> <p>(1) <u>使用時間が1時間以内である場合</u> 無料</p> <p>(2) <u>使用時間が1時間を超える場合</u> <u>最初の1時間を超える30分(30分未満の端数が生じたときは30分とする。)</u>につき100円</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、自動車1台1回の入庫につき、<u>別表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる使用時間に応じ、同表の右欄に掲げる金額とする。</u></p> <p>別表(第4条関係) (略)</p>

宝塚市立公民館設置管理条例(平成29年条例第32号)新旧対照表(第8条による改正関係)  
(現行)

別表(第4条、第10条、第20条関係)

1 宝塚市立中央公民館利用料金

施設	単位	利用料金
ホール	1室1日につき	28,600円
レク・ルーム	1室1日につき	7,400円
音楽室	1室1日につき	3,400円
料理室	1室1日につき	5,400円
学習室	1室1日につき	5,400円
和室	1室1日につき	3,400円
幼児室	1室1日につき	6,000円
造形室	1室1日につき	2,600円

備考 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 宝塚市立東公民館利用料金

(1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
音楽スタジオ	1室1日につき	4,600円
幼児室	1室1日につき	4,200円
ホール	1室1日につき	31,200円
楽屋	1室1日につき	2,200円
セミナー室	1室1日につき	11,400円
学習室	1室1日につき	4,800円
会議室	1室1日につき	3,400円
造形室	1室1日につき	8,000円
レク・ルーム	1室1日につき	16,000円
料理室	1室1日につき	7,400円
パーティールーム	1室1日につき	4,000円
和室・茶室	1室1日につき	7,400円

備考 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(2) 附属設備の利用料金

施設	単位	利用料金
駐車設備	1台1回30分につき	100円

3 宝塚市立西公民館利用料金

(1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
学習室	1室1日につき	4,600円
音楽室	1室1日につき	9,200円
ホール	1室1日につき	26,000円
セミナー室	1室1日につき	10,000円
幼児室	1室1日につき	5,400円
料理室	1室1日につき	6,800円
パーティールーム	1室1日につき	4,000円
会議室	1室1日につき	2,600円
造形室	1室1日につき	4,000円
和室・茶室	1室1日につき	6,600円
レク・ルーム	1室1日につき	12,000円

備考 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(2) 附属設備の利用料金

施設	単位	利用料金
駐車設備	1台1回30分につき	100円

(改正案)

別表(第4条、第10条、第20条関係)

1 宝塚市立中央公民館利用料金

施設	単位	利用料金
ホール	1室1日につき	21,500円
レク・ルーム	1室1日につき	5,600円
音楽室	1室1日につき	2,600円
料理室	1室1日につき	4,100円
学習室	1室1日につき	4,100円
和室	1室1日につき	2,600円
幼児室	1室1日につき	4,500円
造形室	1室1日につき	2,000円

備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。
- 3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 宝塚市立東公民館利用料金

(1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
音楽スタジオ	1室1日につき	3,500円
幼児室	1室1日につき	3,200円
ホール	1室1日につき	23,400円
楽屋	1室1日につき	1,700円
セミナー室	1室1日につき	8,600円
学習室	1室1日につき	3,600円
会議室	1室1日につき	2,600円
造形室	1室1日につき	6,000円
レク・ルーム	1室1日につき	12,000円
料理室	1室1日につき	5,600円
パーティールーム	1室1日につき	3,000円
和室・茶室	1室1日につき	5,600円

備考

- 1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。

2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(2) 附属設備の利用料金

施設	単位	利用料金
駐車設備	1台1回20分につき	100円

3 宝塚市立西公民館利用料金

(1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
学習室	1室1日につき	3,500円
音楽室	1室1日につき	6,900円
ホール	1室1日につき	19,500円
セミナー室	1室1日につき	7,500円
幼児室	1室1日につき	4,100円
料理室	1室1日につき	5,100円
パーティールーム	1室1日につき	3,000円
会議室	1室1日につき	2,000円
造形室	1室1日につき	3,000円
和室・茶室	1室1日につき	5,000円
レク・ルーム	1室1日につき	9,000円

備考

1 市民以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。

2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

3 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(2) 附属設備の利用料金

施設	単位	利用料金
駐車設備	1台1回20分につき	100円

宝塚市立スポーツ施設条例(平成17年条例第41号)新旧対照表(第9条による改正関係)  
(現行)

別表(第10条関係)

1 宝塚市立スポーツセンターの利用料金

(1) 施設の利用料金

施設		単位	利用料金
屋外プール		全面1時間につき	20,000円
		1人1回につき	400円
屋内プール		1人1回につき	800円
野球場		1面1時間につき	13,000円
多目的グラウンド		全面1時間につき	9,400円
テニスコート		1面1時間につき	5,800円
総合体育館	メインアリーナ	全面1時間につき	32,400円
		1人1回1時間につき	600円
	サブアリーナ	全面1時間につき	14,400円
		1人1回1時間につき	600円
	トレーニング室	1人1回1時間につき	800円
武道館	柔道場	全面1時間につき	7,200円
	剣道場	全面1時間につき	10,800円

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
バーベキュー設備	1基1時間につき	300円
弓道設備	1時間につき	100円
駐車設備	30分につき	100円

2 宝塚市立高司グラウンドの利用料金

(1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
多目的グラウンド	1面1時間につき	5,800円

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
駐車設備	30分につき	100円

3 宝塚市立末広体育館の利用料金

(1) 施設の利用料金

施設		単位	利用料金
体育館	アリーナ	全面1時間につき	18,000円
	スタジオ	1室1時間につき	3,600円

(2) 附属設備の利用料金 表(略)

4 宝塚市立売布北グラウンドの利用料金

(1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
野球場	1面1時間につき	13,000円
テニスコート	1面1時間につき	5,800円

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
駐車設備	30分につき	100円

5 宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金

(1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
多目的グラウンド	全面1時間につき	21,600円
テニスコート	1面1時間につき	5,800円

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
駐車設備	30分につき	100円

(改正案)

別表(第10条関係)

1 宝塚市立スポーツセンターの利用料金

(1) 施設の利用料金

施設		単位	利用料金	
屋外プール		全面1時間につき	8,700円	
		1人1回につき	600円	
屋内プール		1人1回につき	1,200円	
野球場		1面1時間につき	4,900円	
多目的グラウンド		全面1時間につき	3,600円	
テニスコート		1面1時間につき	2,200円	
総合体育館	メインアリーナ	全面1時間につき	12,200円	
		1人1回1時間につき	300円	
	サブアリーナ	全面1時間につき	5,400円	
		1人1回1時間につき	300円	
	トレーニング室		1人1回1時間につき	300円
	武道館	柔道場	全面1時間につき	2,700円
剣道場		全面1時間につき	4,100円	

備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
バーベキュー設備	1基1時間につき	500円
弓道設備	1時間につき	200円
駐車設備	20分につき	100円

備考

- 1 市民以外の者がバーベキュー設備又は弓道設備を利用する場合は、この表に定める当該設備の利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定めるバーベキュー設備又は弓道設備の利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあ

ては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

## 2 宝塚市立高司グラウンドの利用料金

### (1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
多目的グラウンド	1面1時間につき	2,200円

#### 備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

### (2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
駐車設備	20分につき	100円

## 3 宝塚市立末広体育館の利用料金

### (1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
体育館	アリーナ	全面1時間につき 6,800円
	スタジオ	1室1時間につき 1,400円

#### 備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

### (2) 附属設備の利用料金 表(略)

## 4 宝塚市立売布北グラウンドの利用料金

### (1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
野球場	1面1時間につき	4,900円
テニスコート	1面1時間につき	2,700円

#### 備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
駐車設備	20分につき	100円

5 宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金

(1) 施設の利用料金

施設	単位	利用料金
多目的グラウンド	全面1時間につき	8,100円
テニスコート	1面1時間につき	3,600円

備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
駐車設備	20分につき	100円

宝塚市総合福祉センター条例(平成17年条例第37号)新旧対照表(第10条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 第8条の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者が福祉に関する事業に関連した会議、行事等を目的として利用する場合を除き、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所を有する<u>60歳</u>以上の者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 第8条の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者が福祉に関する事業に関連した会議、行事等を目的として利用する場合を除き、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所を有する<u>65歳</u>以上の者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第10条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p><u>備考</u></p> <p>1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が<u>適当と認める者をいう。以下同じ。)</u>以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「<u>2倍相当額</u>」という。)とする。</p> <p>2 利用の目的等を<u>勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。</u></p>

【別記】  
(現行)

区分	1日1室の利用料金
大ホール	59,600円
会議室	10,400円
特別会議室	20,800円
教養娯楽室	15,800円
学習室	16,000円
栄養指導室	16,000円
機能訓練室	29,600円

(改正案)

区分	1日1室の利用料金
大ホール	44,700円
会議室	7,800円
特別会議室	15,600円
教養娯楽室	11,900円
学習室	12,000円
栄養指導室	12,000円
機能訓練室	22,200円

宝塚市立老人福祉センター条例(平成17年条例第39号)新旧対照表(第11条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第9条 老人福祉センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する年齢<u>60歳</u>以上の者</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第9条 老人福祉センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する年齢<u>65歳</u>以上の者</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 <u>市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)</u>以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。</p> <p>2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。</p>

【別記】

(現行)

区分	1日1室の利用料金
美術・工芸室	11,040円
音楽・ダンス室	10,880円
会議室	8,320円
茶室	10,560円
和室	5,440円

(改正案)

区分	1日1室の利用料金
美術・工芸室	16,600円
音楽・ダンス室	16,400円
会議室	12,500円
茶室	15,900円
和室	8,200円

宝塚市立男女共同参画センター条例(平成18年条例第40号)新旧対照表(第13条による改正関係)  
(現行)

別表(第11条、第22条関係)

1 学習交流室及びプレイルームの利用料金

区分	1日1室の利用料金
学習交流室	9,000円
プレイルーム	7,800円

2 特殊器具の利用料金 (略)

(改正案)

別表(第11条、第22条関係)

1 学習交流室及びプレイルームの利用料金

区分	1日1室の利用料金
学習交流室	3,000円
プレイルーム	2,600円

備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

2 特殊器具の利用料金 (略)

宝塚市立文化施設条例(平成17年条例第47号)新旧対照表(第14条による改正関係)

(現行)

別表(第10条関係)

1 ホール及び会議室の利用料金

区分		1日1室の利用料金
ベガ・ホール	ホール	199,000円
	会議室	43,400円
ソリオホール	ホール	148,000円
	会議室	76,600円

2・3 (略)

(改正案)

別表(第10条関係)

1 ホール及び会議室の利用料金

区分		1日1室の利用料金
ベガ・ホール	ホール	149,300円
	会議室	32,600円
ソリオホール	ホール	111,000円
	会議室	57,500円

備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

2・3 (略)

宝塚市立手塚治虫記念館条例(平成5年条例第35号)新旧対照表(第15条による改正関係)

現行	改正案
<p>(入館料)</p> <p>第4条 記念館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に事業を行う場合の入館料は、<u>2,000円</u>以内で市長が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(入館料)</p> <p>第4条 記念館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に事業を行う場合の入館料は、<u>3,000円</u>以内で市長が定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 (略)</p>

【別記】

(現行)

区分	入館料(1人1回につき)	
	個人利用	団体利用(10人以上)
大人	<u>700円</u>	<u>560円</u>

(改正案)

区分	入館料(1人1回につき)	
	個人利用	団体利用(10人以上)
大人	<u>900円</u>	<u>720円</u>

宝塚市立国際・文化センター条例(平成19年条例第24号)新旧対照表(第16条による改正関係)  
(現行)

別表(第10条、第21条関係)

区分	利用料金(1日1室当たり)
会議室	12,800円
ホール	12,000円
ギャラリー	10,000円

(改正案)

別表(第10条、第21条関係)

区分	利用料金(1日1室当たり)
会議室	9,600円
ホール	9,000円
ギャラリー	7,500円

備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときには、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）条例（平成19年条例第36号）新旧対照表（第17条による改正関係）

（現行）

別表（第10条、第21条関係）

1 施設の利用料金

区分	単位	利用料金
ホール	1室1日につき	200,000円
会議室	1室1日につき	60,000円
展示室	1人入場1回につき	300円

2 特殊器具及び附帯設備の利用料金（略）

（改正案）

別表（第10条、第21条関係）

1 施設の利用料金

区分	単位	利用料金
ホール	1室1日につき	199,500円
会議室	1室1日につき	33,900円
展示室	1人入場1回につき	500円

備考

- 1 市民（市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）以外の者がホール、会議室又は展示室を利用する場合は、この表に定めるホール、会議室又は展示室の利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額（備考2において「2倍相当額」という。）とする。
  - 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定めるホール、会議室又は展示室の利用料金の額は、当該額（利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額）の2倍に相当する額とする。
- 2 特殊器具及び附帯設備の利用料金（略）

宝塚市立文化芸術センター条例(平成30年条例第34号)新旧対照表(第18条による改正関係)  
(現行)

別表(第11条関係)

区分	単位	利用料金	
施設の利用料金	ギャラリー1	1人入場1回につき	2,000円
		1室1日につき	120,000円
	ギャラリー2	1室1日につき	28,000円
	ホール	1室1日につき	36,000円
	造形室	1室1日につき	12,000円
	会議室	1日につき	8,000円
センターの共用スペースを占有して利用する場合の利用料金	1時間につき1平方メートル当たり	24円	

(改正案)

別表(第11条関係)

区分	単位	利用料金	
施設の利用料金	ギャラリー1	1人入場1回につき	3,000円
		1室1日につき	90,000円
	ギャラリー2	1室1日につき	21,000円
	ホール	1室1日につき	27,000円
	造形室	1室1日につき	9,000円
	会議室	1日につき	6,000円
センターの共用スペースを占有して利用する場合の利用料金	1時間につき1平方メートル当たり	36円	

備考

- 1 市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。
- 2 利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。

宝塚市立中山台コミュニティセンター条例(平成17年条例第33号)新旧対照表(第19条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 会議室等の利用料金の額は、会議室等の床面積に1平方メートル当たり日額510円を乗じて得た額 _____ の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(指定管理者の不在等の場合における管理)</p> <p>第21条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は第18条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第4条の規定にかかわらず、市長がコミュニティセンターの管理を行うものとする。この場合において、市長は、<u>第10条第2項の規定により算定される額及び _____ 別表に定める額の範囲内において使用料を徴収することができる。</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 会議室等の利用料金の額は、会議室等の床面積に1平方メートル当たり日額510円を乗じて得た額(次項において「<u>床面積額</u>」という。)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。</p> <p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の会議室等の利用料金の額は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。</p> <p>(1) <u>市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)</u>以外の者が利用する場合 <u>床面積額の2倍に相当する額(次号において「<u>2倍相当額</u>」という。)</u></p> <p>(2) <u>利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 床面積額(利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額)の2倍に相当する額</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(指定管理者の不在等の場合における管理)</p> <p>第21条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は第18条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第4条の規定にかかわらず、市長がコミュニティセンターの管理を行うものとする。この場合において、市長は、<u>第10条第2項及び第3項の規定により算定される額並びに別表に定める額の範囲内において使用料を徴収することができる。</u></p>



宝塚市立未成集会所条例(平成19年条例第41号)新旧対照表(第21条による改正関係)

現行	改正案
<p>別表(第9条・第20条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別表(第9条・第20条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が適当と認める者をいう。以下同じ。)</u>以外の者が利用する場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額の2倍に相当する額(備考2において「2倍相当額」という。)とする。</p> <p>2 <u>利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合は、この表に定める利用料金の額は、当該額(利用者が市民以外の者であるときにあつては、2倍相当額)の2倍に相当する額とする。</u></p>

宝塚市公益施設条例(平成30年条例第14号)新旧対照表(第22条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、施設の床面積に1平方メートル当たり日額500円を乗じて得た額_____の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定管理者の不在等の場合における管理)</p> <p>第20条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、第17条の規定による指定管理者の指定に当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合その他市長が必要があると認める場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第5条の規定にかかわらず、市長が公益施設の管理を行うものとする。この場合において、市長は、<u>第10条第2項及び第3項</u>_____の規定により算定される額の範囲内において使用料を徴収することができる。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、施設の床面積に1平方メートル当たり日額500円を乗じて得た額(次項において「<u>床面積額</u>」という。)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。</u></p> <p>(1) <u>市民(市の区域内に住所を有する者その他市長が<u>適当と認める者</u>をいう。以下同じ。)以外の者が利用する場合 <u>床面積額の2倍に相当する額(次号において「<u>2倍相当額</u>」という。)</u></u></p> <p>(2) <u>利用の目的等を勘案し、相当の理由があると認められる場合 <u>床面積額(利用者が市民以外の者であるときにあっては、<u>2倍相当額</u>)の2倍に相当する額</u></u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(指定管理者の不在等の場合における管理)</p> <p>第20条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、第17条の規定による指定管理者の指定に当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合その他市長が必要があると認める場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第5条の規定にかかわらず、市長が公益施設の管理を行うものとする。この場合において、市長は、<u>第10条第2項、第3項及び第4項</u>の規定により算定される額の範囲内において使用料を徴収することができる。</p>

宝塚市立看護専門学校条例(平成6年条例第41号)新旧対照表(第23条による改正関係)

現行	改正案
<p>(授業料等)</p> <p>第3条 学校の受験料、入学金、授業料及び再試験料は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 再試験料 1回につき <u>1,000円</u></p>	<p>(授業料等)</p> <p>第3条 学校の受験料、入学金、授業料及び再試験料は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 再試験料 1回につき <u>2,000円</u></p>

宝塚市営火葬場条例(昭和39年条例第33号)新旧対照表(第24条による改正関係)

(現行)

別表(第3条関係)

使用者の区分	種別	使用料
第2条第2項の規定による許可を受けた者	死亡者(死亡の当時12歳以上であった者に限る。)	1体につき <u>10,000円</u>
	死亡者(死亡の当時12歳未満であった者に限る。)	1体につき <u>5,000円</u>
	死産児	1体につき <u>4,000円</u>
	人体の一部	1包につき <u>4,000円</u>
第2条第3項の規定による許可を受けた者	死亡者(死亡の当時12歳以上であった者に限る。)	1体につき <u>40,000円</u>
	死亡者(死亡の当時12歳未満であった者に限る。)	1体につき <u>20,000円</u>
	死産児	1体につき <u>16,000円</u>
	人体の一部	1包につき <u>16,000円</u>

(改正案)

使用者の区分	種別	使用料
第2条第2項の規定による許可を受けた者	死亡者(死亡の当時12歳以上であった者に限る。)	1体につき <u>15,000円</u>
	死亡者(死亡の当時12歳未満であった者に限る。)	1体につき <u>7,500円</u>
	死産児	1体につき <u>6,000円</u>
	人体の一部	1包につき <u>6,000円</u>
第2条第3項の規定による許可を受けた者	死亡者(死亡の当時12歳以上であった者に限る。)	1体につき <u>60,000円</u>
	死亡者(死亡の当時12歳未満であった者に限る。)	1体につき <u>30,000円</u>
	死産児	1体につき <u>24,000円</u>
	人体の一部	1包につき <u>24,000円</u>



宝塚市立長谷牡丹園条例(平成17年条例第49号)新旧対照表(第26条による改正関係)

現行	改正案
<p>(入園料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 入園料の額は、<u>300円</u>を超えない額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。入園料の額を変更する場合においても同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者の不在等の場合における管理)</p> <p>第15条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は第12条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第4条の規定にかかわらず、市長が長谷牡丹園の管理を行うものとする。この場合において、市長は、<u>300円</u>を超えない額の範囲内において使用料を徴収することができる。</p>	<p>(入園料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 入園料の額は、<u>500円</u>を超えない額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。入園料の額を変更する場合においても同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者の不在等の場合における管理)</p> <p>第15条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は第12条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第4条の規定にかかわらず、市長が長谷牡丹園の管理を行うものとする。この場合において、市長は、<u>500円</u>を超えない額の範囲内において使用料を徴収することができる。</p>

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表(第27条による改正関係)

(現行)

別表第2(第12条、第24条関係)

種別		区分	単位	金額
駐車場の使用				
末広中央公園駐車場	使用時間が1時間以内である場合		自動車1台1回	無料
	使用時間が1時間を超える30分当たりの場合(30分未満の端数が生じたときは30分とする。)		自動車1台1回	100円

備考 (略)

(改正案)

別表第2(第12条、第24条関係)

種別		区分	単位	金額	
駐車場の使用	末広中央公園駐車場	12月29日から翌年の1月3日までの日	使用時間が1時間以内である場合	自動車1台1回	無料
		(以下この表において「年末年始」という。)以外の日の午前8時以後午後9時前に入庫した場合	使用時間が120分を超え(20分未満の端数が生じたときは20分とする。)	自動車1台1回	100円
		年末年始以外の日の午後9時以後午前8時前に入庫した場合又は年末年始に入庫した場合	20分を超え(20分未満の端数が生じたときは20分とする。)	自動車1台1回	100円

備考 (略)



# 受益者負担適正化に係る関係条例の整備 に関する条例の制定について

令和7年(2025年) 11月 6日  
第13回 都市経営会議資料  
総務部 経営改革担当



# 1 条例の改正内容

受益者負担適正化を図るため、使用料及び手数料について以下の3つの改定を行う。

## (1) 使用料・手数料の一斉改定

受益者負担適正化ガイドラインに基づく各使用料・手数料の算定結果を踏まえ一斉改定

## (2) 使用料 市外利用、営利等利用にかかる料金規定の条例明記

市外利用・営利利用など相当な理由があると認められる場合の利用について、市民料金に一定倍率を乗じた利用料金の上限額を設定

## (3) 使用料 除外・減免規定の見直し

「60歳以上」利用者への利用料金の除外・減免規定について、対象年齢を「65歳以上」に統一

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定

- ・受益者負担適正化ガイドラインに基づく各使用料・手数料の原価等の算定を実施
- ・その結果を踏まえ、料金改定を行う使用料(施設)・手数料の件数は以下の通り

	算定対象区分	算定対象件数		改定件数
使用料	算定対象A (市直営 & 使用料徴収を委託している指定管理施設)	7施設	➡	<b>5施設</b>
	算定対象B (利用料金制を導入している指定管理施設)	54施設	➡	<b>16施設</b>
	駐車場	14施設	➡	<b>8施設</b>
手数料	— (区分無し)	87件 <sup>(※)</sup>	➡	<b>55件</b>

※ 例外規定に該当する手数料及び本年度料金改定を実施したクリーンセンター所管の手数料を除く。

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ①算定対象A(市直営&使用料徴収を委託している指定管理施設)

ア 市営火葬場、手塚治虫記念館、人権文化センター(3施設)については、算定結果に基づき、使用料を改定する。

イ 看護専門学校は別途、新病院整備と合わせてあり方を検討していくことから、今回は見直しを行わない。

ウ 宝塚市立自転車等駐車場は、令和9年度の指定管理者更新にあたり利用料金制度の導入を検討していることから、その検討結果も踏まえて令和8年度に条例改正を行う予定(令和8年3月議会までに方針決定予定)。(都市安全部)

施設名	現行の使用料(円) 施設合計	理論上の使用料(円) 施設合計	理論上の使用料との 乖離率(%)
市営火葬場	10,000	15,313.58	53.14
宝塚市立手塚治虫記念館	700	879.74	25.68
くらんど人権文化センター	19,600	75,003.93	282.67
ひらい人権文化センター	4,500	57,990.15	1188.67
まいたに人権文化センター	15,500	63,567.13	310.11
看護専門学校	680,000	813,679.78	19.66
宝塚市立自転車等駐車場	2,400	2,491.69	3.82

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ②算定対象B(利用料金制度を導入している指定管理施設)

ア カテゴリごとに乖離率を算出し、乖離率が50%(1.5倍)を超える福祉施設、文化施設、観光施設、スポーツ施設、社会教育施設について、各貸室等の条例上の利用料金上限額を一律1.5倍に改定する。

イ 公益施設、農業振興施設、コミュニティ施設等については、実際の利用料金と理論上の利用料金の乖離率がマイナス又は10%以下であることから、改定しない。

カテゴリ	該当施設	該当施設全体の乖離率	改定率
福祉施設	総合福祉センター、宝塚市立老人福祉センター	56.75%	1.56倍→1.5倍(上限)
文化施設	国際・文化センター、文化施設ソリオホール、文化施設ベガ・ホール、宝塚市立文化芸術センター、宝塚文化創造館	153.38%	2.53倍→1.5倍(上限)
観光施設	長谷牡丹園	273.92%	3.73倍→1.5倍(上限)
スポーツ施設	スポーツセンター、花屋敷グラウンド、高司グラウンド、売布北グラウンド、未広体育館	109.57%	2.09倍→1.5倍(上限)
社会教育施設	西公民館、中央公民館、東公民館	243.25%	3.43倍→1.5倍(上限)
公益施設	さらら仁川公益施設、ピピアめふ公益施設	-33.08%	—
農業振興施設	農業振興施設、宝塚園芸振興センター	3.03%	—
コミュニティ施設等	共同利用施設(24施設)、地域利用施設(7施設)、中山台コミセン、未成集会所、男女共同参画センター	-9.90%	—

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ③駐車場

ア 市役所駐車場および末広中央公園駐車場の料金を、以下のとおり改定する。

	現行	改定額
市役所駐車場 末広中央公園 駐車場	最初の60分無料 以降、100円/30分(最大料金なし)	(年未年始を除く 入庫時間が8:00～21:00) 最初の60分無料、以降、100円/ <b>20分</b> (最大料金なし) (年未年始の終日 または 入庫時間が21:00～8:00) 100円/ <b>20分</b> ( <b>60分無料なし</b> & 最大料金なし)

イ 以下の駐車場の料金について、条例上の上限額を**100円/20分**に改定する。  
東公民館駐車場、西公民館駐車場、スポーツセンター駐車場、売布北グラウンド駐車場、  
花屋敷グラウンド駐車場、高司グラウンド駐車場

ウ あいあいパーク(長尾SC)駐車場については、今後、無料時間設定を見直す(複合施設であるため、各施設と調整を図り、主に夜間の無料時間を廃止する予定。条例上の規定はなし)。

エ ベガ・ホール駐車場、文化創造館駐車場、文化芸術センター駐車場、宝塚駅前駐車場、武田尾駅前駐車場については、近隣駐車料金との均衡を考慮した結果、見直しを行わない。

# 1 条例の改正内容

## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ④手数料

算定対象手数料 全87件 (例外規定に該当する手数料(※)及び本年度料金改定したクリーンセンター所管手数料を除く)

### ア 改定する手数料 … 55件

(ア)窓口等交付手数料を300円から「400円」、コンビニ交付手数料を200円から「300円」に改定を行う  
手数料 … 53件 (次ページに考え方を記載)

(イ)その他金額の手数料 … 2件

### イ 改定しない手数料 … 32件

(ア)企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めている手数料 … 20件

(イ)原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下の手数料(ア-(ア)該当手数料を除く) … 6件

(ウ)その他理由 … 6件

※ 法令等で標準額が示されているもの、県条例や近隣市と協調(協定等)しているもの

# 1 条例の改正内容

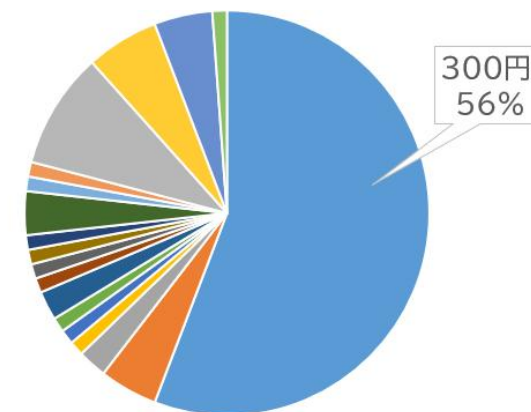
## (1) 使用料・手数料の一斉改定 ④手数料

窓口等交付手数料を300円から「400円」、コンビニ交付手数料を200円から「300円」に改定を行う手数料の改定の考え方

ア 年間処理件数が最も多い「住民票」等、他の手数料に合わせて「現行300円」としている手数料は多く、算定対象手数料全体の56%を占めている。

イ このことから最も年間処理件数の多い「住民票」の手数料改定に併せて、他の同額の手数料(窓口等交付300円、コンビニ交付200円)を含めた計53件について、一斉改定を行う。

ウ 「住民票」の発行手数料について、原価算定結果は以下のとおり。



算定対象手数料のうち「300円」の手数料の割合

手数料	現行	改定後
住民票(窓口等交付)	300円(原価481円・乖離率60.39%(約1.60倍))	400円(300円×上限1.5倍、百円未満切り捨て)
住民票(コンビニ交付)	200円(原価371円・乖離率85.67%(約1.85倍))	300円(200円×上限1.5倍)

# 1 条例の改正内容

## (2) 使用料 市外利用、営利等利用にかかる料金規定の条例明記

条例に記載する利用料金の上限額を市民利用の上限額に統一するとともに、市外利用の料金は市民利用の利用料金の上限額の2倍、営利利用など相当な理由があると認められる場合には利用料金をさらに2倍とする規定について、施設の利用実態に合わせて規定する。

直営施設の使用料についても同様に市民料金と市民以外の料金がわかるよう、条例に規定する。

## (3) 使用料 除外・減免規定の見直し

「60歳以上」利用者への利用料金の除外・減免規定について、一般的な高齢者の基準<sup>(※1)</sup>に合わせて、対象年齢を「**65歳以上**」に統一する(該当施設<sup>(※2)</sup>：老人福祉センター、総合福祉センター)

※1 例えば、介護保険法では65歳以上を第一号被保険者として定義している。

また、高齢者の医療の確保に関する法律では65歳～74歳を前期高齢者として定義している。

※2 規則で規定している宝塚市立手塚治虫記念館については、上記同様に規則改正を行う予定。

## 2 改正条例数と施行日

- (1) 各区分ごとの改正条例数は以下のとおり。  
(2) 市民への周知期間等を考慮し、施行日は以下のとおり設定する。

区分	改正条例数	施行日
使用料_算定対象A	3条例	令和8年10月1日 (手塚治虫記念館のみ令和9年3月1日施行)
使用料_算定対象B	15条例	条例の公布をもって施行 (ただし、老人福祉センター、総合福祉センターの一部 規定は令和8年10月1日施行)
使用料_駐車場	2条例 (公民館、スポーツ施設駐車場は算定対象Bの中 にカウントされているため除外)	令和8年10月1日
手数料	7条例	令和8年10月1日

**計 27条例**

## 改正する条例一覧

No	例規掲載順	例規集目次順	条例	種別	改定内容			施行日
					料金改定	市外/営利等規定 (市民料金算出のみも含む)	60歳→65歳	
1	1	307	宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)	手数料	●			令和8年10月1日
2	2	309	宝塚市環境衛生事務手数料条例(平成22年条例第9号)	手数料	●			令和8年10月1日
3	3	311	宝塚市計量事務手数料条例(平成22年条例第10号)	手数料	●			令和8年10月1日
4	4	313	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)	手数料	●			令和8年10月1日
5	5	315	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)	手数料	●			令和8年10月1日
6	6	317	宝塚市消防事務手数料条例(平成22年条例第13号)	手数料	●			令和8年10月1日
7	7	320	宝塚市立市役所内駐車場条例(昭和55年条例第36号)	使用料	●			令和8年10月1日
8	8	457	宝塚市立公民館設置管理条例(平成29年条例第32号)	使用料	●	●		公布の日
9	9	473	宝塚市立スポーツ施設条例(平成17年条例第41号)	使用料	●	●		公布の日
10	10	491	宝塚市総合福祉センター条例(平成17年条例第37号)	使用料	●	●	●	令和8年10月1日(料金改定・市外/営利等規定は公布の日)
11	11	535	宝塚市立老人福祉センター条例(平成17年条例第39号)	使用料	●	●	●	令和8年10月1日(料金改定・市外/営利等規定は公布の日)
12	12	558	宝塚市立人権文化センター条例(平成14年条例第27号)	使用料	●	●(市外のみ)		令和8年10月1日
13	13	566	宝塚市立男女共同参画センター条例(平成18年条例第40号)	使用料		●		公布の日
14	14	608	宝塚市立文化施設条例(平成17年条例第47号)	使用料	●	●		公布の日
15	15	610	宝塚市立手塚治虫記念館条例(平成5年条例第35号)	使用料	●			令和9年3月1日
16	16	612	宝塚市立国際・文化センター条例(平成19年条例第24号)	使用料	●	●		公布の日
17	17	614	宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)条例(平成19年条例第36号)	使用料	●	●		公布の日
18	18	616	宝塚市立文化芸術センター条例(平成30年条例第34号)	使用料	●	●		公布の日
19	19	619	宝塚市立中山台コミュニティセンター条例(平成17年条例第33号)	使用料		●		公布の日
20	20	621	宝塚市立地域利用施設条例(平成17年条例第34号)	使用料		●		公布の日
21	21	623	宝塚市立未成集会所条例(平成19年条例第41号)	使用料		●		公布の日
22	22	625	宝塚市公益施設条例(平成30年条例第14号)	使用料		●		公布の日
23	23	637	宝塚市立看護専門学校条例(平成6年条例第41号)	手数料	●			令和8年10月1日
24	24	647	宝塚市営火葬場条例(昭和39年条例第33号)	使用料	●			令和8年10月1日
25	26	693	宝塚市立共同利用施設条例(平成17年条例第35号)	使用料		●		公布の日
26	29	711	宝塚市立長谷牡丹園条例(平成17年条例第49号)	使用料	●			公布の日
27	30	729	宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)	使用料	●			令和8年10月1日

手数料(改定あり)

No	手数料の名称	所管部	所管課	手数料(円)	手数料の 原価(円)	原価との乖離率(%)	改定後の 手数料(円)	手数料根拠 法令等	手数料根拠 条項
1	火葬済証明書	環境部	生活環境課(火葬場)	300	407.58	35.86	400	宝塚市環境衛生事務手数料条例	第5条第1号
2	分骨証明書	環境部	生活環境課(火葬場)	300	407.58	35.86	400	宝塚市環境衛生事務手数料条例	第5条第1号
3	死体埋火葬許可証交付済証明書	環境部	生活環境課(火葬場)	300	407.58	35.86	400	宝塚市環境衛生事務手数料条例	第5条第1号
4	犬の登録原簿証明手数料	環境部	生活環境課(畜犬)	300	407.58	35.86	400	宝塚市環境衛生事務手数料条例	第5条第3号
5	市営霊園使用に係る各種証明手数料	環境部	生活環境課(霊園)	300	407.58	35.86	400	宝塚市環境衛生事務手数料条例	第5条第3号
6	市営霊園使用許可証の書き換え又は再交付手数料	環境部	生活環境課(霊園)	300	407.58	35.86	400	宝塚市環境衛生事務手数料条例	第5条第2号
7	学校給食費の未納がないことの証明にかかる手数料	管理部	学事課	300	387.27	29.09	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
8	預かり保育料の未納がないことの証明にかかる手数料	管理部	学事課	300	387.27	29.09	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
9	納税証明等手数料	企画経営部	市税込納課	300	572.38	90.79	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(1)
10	課税証明書(窓口)	企画経営部	市民税課	300	476.21	58.74	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(1)
11	課税証明書(コンビニ)	企画経営部	市民税課	200	570.14	185.07	300	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(1)
12	法人所在地証明書	企画経営部	市民税課	300	412.38	37.46	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(1)
13	土地、建物又は償却資産に関する証明	企画経営部	資産税課	300	495.91	65.30	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(2)
14	計量に関する事務に関する証明書交付手数料	産業文化部	消費生活センター	300	77.45	-74.18	400	宝塚市計量事務手数料条例	第2条第2項
15	農用地区域に関する証明	産業文化部	農の魅力創造課	300	10,810.55	3,503.52	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
16	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書	産業文化部	農の魅力創造課	300	4,614.18	1,438.06	400	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例	第2条第5項別表第5(2)
17	引き続き農業経営を行っている旨の証明願	産業文化部	農業委員会	300	4,614.18	1,438.06	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
18	非農地証明願	産業文化部	農業委員会	300	9,294.55	2,998.18	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
19	相続税の納税猶予に関する適格者証明書	産業文化部	農業委員会	300	4,614.18	1,438.06	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
20	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願	産業文化部	農業委員会	300	9,294.55	2,998.18	400	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例	第2条第5項別表第5(3)
21	耕作証明等	産業文化部	農業委員会	300	4,647.28	1,449.09	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
22	受理証明願	産業文化部	農業委員会	300	9,294.55	2,998.18	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
23	農園用地貸付を行った旨の証明	産業文化部	農業委員会	300	9,294.55	2,998.18	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
24	農業者証明書(都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、当該建築物が都市計画法第29条第1項第2号に該当し開発許可等を要しないことを証明する証明書)	産業文化部	農業委員会	300	4,647.28	1,449.09	400	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例	第2条第5項別表第5(5)
25	育成料未納証明書発行手数料	子ども未来部	アフタースクール課	300	387.27	29.09	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(1)
26	保育料未納がないことの証明にかかる手数料	子ども未来部	保育事業課	300	387.27	29.09	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
27	地縁団体認可証明書手数料	市民交流部	市民協働推進課	300	1,172.95	290.98	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(3)
28	地縁団体印鑑登録証明手数料	市民交流部	市民協働推進課	300	1,172.95	290.98	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(6)
29	その他証明	市民交流部	窓口サービス課	300	723.22	141.07	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(10)(11)(17)
30	身分証明書	市民交流部	窓口サービス課	300	448.08	49.36	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(13)(14)
31	印鑑登録証明書	市民交流部	窓口サービス課	300	407.16	35.72	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(4)
32	印鑑登録証明書(コンビニ交付)	市民交流部	窓口サービス課	200	371.27	85.63	300	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(4)
33	印鑑登録	市民交流部	窓口サービス課	250	1,067.32	326.93	300	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(5)
34	住民票	市民交流部	窓口サービス課	300	481.17	60.39	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(7)
35	住民票(コンビニ交付)	市民交流部	窓口サービス課	200	371.34	85.67	300	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(7)
36	除票	市民交流部	窓口サービス課	300	566.58	88.86	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(7)
37	広域交付住民票	市民交流部	窓口サービス課	300	1,081.93	260.64	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(7)

No	手数料の名称	所管部	所管課	手数料(円)	手数料の 原価(円)	原価との乖離率(%)	改定後の 手数料(円)	手数料根拠 法令等	手数料根拠 条項
38	住民票記載事項証明	市民交流部	窓口サービス課	300	415.31	38.44	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(8)
39	戸籍附票	市民交流部	窓口サービス課	300	485.91	61.97	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(9)
40	戸籍附票(コンビニ交付)	市民交流部	窓口サービス課	200	466.76	133.38	300	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(9)
41	証明書発行手数料(資格証再発行等)	消防本部	消防本部総務課	300	774.55	158.18	400	宝塚市消防事務手数料条例	第2条第3項
42	再試験料	総務部	看護専門学校	1000	3,505.78	250.58	2,000	宝塚市立看護専門学校条例	第2条第4号
43	関係証明書等交付手数料	総務部	看護専門学校	300	308.16	2.72	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
44	業務履行実績証明書交付手数料	総務部	契約課	300	309.82	3.27	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
45	市制施行証明書交付手数料	総務部	総務部総務課	300	2,323.64	674.55	400	宝塚市一般事務手数料条例	第2条第5項別表第5(17)
46	都市計画道路証明手数料	都市安全部	道路整備課	300	1,549.09	416.36	400	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例	第2条第5項別表第5(5)
47	その他証明手数料	都市整備部	開発審査課2	300	774.55	158.18	400	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例	第2条第5項別表第5(1)
48	建築基準法施行規則第9条に規定する図面の写しの交付申請手数料	都市整備部	建築指導課1	300	387.27	29.09	400	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例	第2条第8項別表第6(3)
49	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の18に規定する計画書及び第11条の3第1項各号に規定する建築計画概要書等の写しの交付手数料	都市整備部	建築指導課2	300	387.27	29.09	400	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例	第2条第8項別表第6(2)
50	建築基準法令の規定による処分に係る建築物(工作物を含む。)の台帳記載事項の証明手数料	都市整備部	建築指導課2	300	774.55	158.18	400	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例	第2条第8項別表第6(1)
51	長期優良住宅の認定に関する証明	都市整備部	建築指導課2	300	774.55	158.18	400	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例	第2条第8項別表第6(5)
52	自動車保管場所使用確認証明手数料	都市整備部	住まいづくり推進課	300	774.55	158.18	400	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例	第2条第8項別表第6(6)
53	市営住宅入居証明手数料	都市整備部	住まいづくり推進課	300	774.55	158.18	400	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例	第2条第8項別表第6(7)
54	市営住宅家賃納付証明手数料	都市整備部	住まいづくり推進課	300	774.55	158.18	400	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例	第2条第8項別表第6(8)
55	都市計画関係証明手数料	都市整備部	都市計画課	300	9,294.55	2,998.18	400	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例	第2条第5項別表第5(3)

手数料(改定なし)

No	手数料の名称	所管部	所管課	手数料(円)	手数料の原価(円)	原価との乖離率	改定しない理由	手数料根拠 法令等
1	犬の登録手数料	環境部	生活環境課(畜犬)	3,000	1,586.00	-47.13	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下	宝塚市環境衛生事務手数料条例
2	犬の鑑札の再交付手数料	環境部	生活環境課(畜犬)	1,600	1,345.00	-15.94	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下	宝塚市環境衛生事務手数料条例
3	狂犬病予防注射済票交付手数料	環境部	生活環境課(畜犬)	550	543.00	-1.27	その他	宝塚市環境衛生事務手数料条例
4	狂犬病予防注射済票再交付手数料	環境部	生活環境課(畜犬)	340	333.00	-2.06	その他	宝塚市環境衛生事務手数料条例
5	住宅用家屋証明申請手数料	企画経営部	資産税課	1,300	1,161.82	-10.63	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下	宝塚市一般事務手数料条例
6	検診等に係る証明書	健康福祉部	健康推進課	2,000	1,446.14	-27.69	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市健康センター条例・同施行規則
7	検診等以外に係る証明書(市長が定める様式による場合(予防接種歴証明書(英文)))	健康福祉部	健康推進課	1,000	774.55	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市健康センター条例・同施行規則
8	検診等以外に係る証明書(上記以外の様式による場合)	健康福祉部	健康推進課	4,000	3,098.18	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市健康センター条例・同施行規則
9	診断書(死亡診断書)	健康福祉部	健康推進課	4,000	3,098.18	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市健康センター条例・同施行規則
10	診断書(上記以外のもの)	健康福祉部	健康推進課	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市健康センター条例・同施行規則
11	死亡診断書	健康福祉部	健康推進課	4,000	3,098.18	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市休日応急診療所条例・同施行規則
12	上記以外の診断書	健康福祉部	健康推進課	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市休日応急診療所条例・同施行規則
13	諸証明書	健康福祉部	健康推進課	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市休日応急診療所条例・同施行規則
14	死亡診断書	健康福祉部	健康推進課	4,000	3,098.18	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立口腔保健センター条例・同施行規則
15	上記以外の診断書	健康福祉部	健康推進課	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立口腔保健センター条例・同施行規則
16	諸証明書	健康福祉部	健康推進課	2,000	1,549.09	-22.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立口腔保健センター条例・同施行規則
17	検診等以外に係る証明書(市長が定める様式による場合(予防接種歴証明書))	健康福祉部	健康推進課	0	774.55	-	その他	宝塚市健康センター条例・同施行規則
18	身体障害者診断書兼意見書	子ども未来部	子ども発達支援センター	3,000	27,883.66	829.46	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例
19	障害児者福祉手当認定診断書	子ども未来部	子ども発達支援センター	3,000	23,236.38	674.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例
20	特別児童扶養手当認定診断書	子ども未来部	子ども発達支援センター	3,000	23,236.38	674.55	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例
21	特例補装具意見書	子ども未来部	子ども発達支援センター	3,000	18,589.11	519.64	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例
22	補装具意見書	子ども未来部	子ども発達支援センター	2,000	18,589.11	829.46	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例
23	普通診断書・健康診断書	子ども未来部	子ども発達支援センター	2,000	9,294.55	364.73	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例
24	療育手帳請求用証明書	子ども未来部	子ども発達支援センター	0	9,294.55	-	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例
25	普通意見書(入所意見書)	子ども未来部	子ども発達支援センター	1,000	4,647.28	364.73	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例

No	手数料の名称	所管部	所管課	手数料(円)	手数料の原価(円)	原価との乖離率	改定しない理由	手数料根拠 法令等
26	補装具処方箋	子ども未来部	子ども発達支援センター	500	4,647.28	829.46	企業会計/特別会計との均衡を考慮して負担を求めているため	宝塚市立子ども発達支援センター条例
27	住民基本台帳閲覧	市民交流部	窓口サービス課	250	272.31	8.92	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下	宝塚市一般事務手数料条例
28	受験料	総務部	看護専門学校	20,000	18,138.92	-9.31	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下	宝塚市立看護専門学校条例
29	個人情報開示請求に係る手数料(A3以下(白黒)1面)	総務部	総務部総務課	10	4,647.28	46,372.77	その他	宝塚市個人情報の保護に関する法律施行細則
30	個人情報開示請求に係る手数料(A3以下(カラー)1面)	総務部	総務部総務課	50	4,647.28	9,194.55	その他	宝塚市個人情報の保護に関する法律施行細則
31	個人情報開示請求に係る手数料(光ディスク1枚)	総務部	総務部総務課	100	4,647.28	4,547.28	その他	宝塚市個人情報の保護に関する法律施行細則
32	土地の境界に関する証明	都市安全部	道路管理課	600	619.64	3.27	原価と現行料金の乖離率がマイナス又は10%以下	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例

使用料 算定対象A(市直営&使用料徴収を委託している指定管理施設) 算定結果

No	施設名	所管部	所管課	現行の使用料(円) 施設合計	理論上の使用料(円) 施設合計	理論上の使用料との 乖離率(%)	条例	改定区分
1	市営火葬場	環境部	生活環境課	10,000	15,313.58	53.14	宝塚市営火葬場条例	料金
2	宝塚市立手塚治虫記念館	産業文化部	手塚治虫記念館	700	879.74	25.68	宝塚市立手塚治虫記念館条例	料金
3	くらんど人権文化センター	総務部	くらんど人権文化センター	19,600	75,003.93	282.67	宝塚市立人権文化センター条例	料金/市外規定
4	ひらい人権文化センター	総務部	ひらい人権文化センター	4,500	57,990.15	1188.67	宝塚市立人権文化センター条例	料金/市外規定
5	まいたに人権文化センター	総務部	まいたに人権文化センター	15,500	63,567.13	310.11	宝塚市立人権文化センター条例	料金/市外規定
6	看護専門学校	総務部	看護専門学校	680,000	813,679.78	19.66	宝塚市立看護専門学校条例	改定なし
7	宝塚市立自転車等駐車場	都市安全部	防犯交通安全課	2,400	2,491.69	3.82	宝塚市立自転車等駐車場条例	改定なし

使用料 算定対象B(利用料金制を導入している指定管理施設) 算定結果

No	カテゴリ	施設名	所管部	所管課	現行の使用料(円)施設合計	理論上の使用料(円)施設合計	乖離率(%)	条例	改定区分
1	福祉施設	総合福祉センター	健康福祉部	地域福祉課	88,700	111,275.43	25.45	宝塚市総合福祉センター条例	料金/市外・営利等/65歳
2	福祉施設	宝塚市立老人福祉センター	健康福祉部	高齢福祉課	43,700	96,265.65	120.29	宝塚市立老人福祉センター条例	料金/市外・営利等/65歳
福祉施設 集計					132,400	207,541.08	56.75		
3	文化施設	国際・文化センター	産業文化部	文化政策課	29,600	73,383.21	147.92	宝塚市立国際・文化センター条例	料金/市外・営利等
4	文化施設	文化施設ソリオホール	産業文化部	文化政策課	181,900	380,061.75	108.94	宝塚市立文化施設条例	料金/市外・営利等
5	文化施設	文化施設ベガ・ホール	産業文化部	文化政策課	141,950	201,395.52	41.88	宝塚市立文化施設条例	料金/市外・営利等
6	文化施設	宝塚市立文化芸術センター	産業文化部	文化政策課	125,300	660,135.53	426.84	宝塚市立文化芸術センター条例	料金/市外・営利等
7	文化施設	宝塚文化創造館	産業文化部	文化政策課	90,300	126,870.32	40.50	宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)条例	料金/市外・営利等
文化施設 集計					569,050	1,441,846.32	153.38		
8	観光施設	宝塚市立長谷牡丹園	産業文化部	北部振興企画課	300	1,121.76	273.92	宝塚市立長谷牡丹園条例	料金
観光施設 集計					300	1,121.76	273.92		
9	スポーツ施設	スポーツセンター	社会教育部	スポーツ振興課	346,200	810,292.38	134.05	宝塚市立スポーツ施設条例	料金/市外・営利等
10	スポーツ施設	花屋敷グラウンド	社会教育部	スポーツ振興課	78,000	139,442.87	78.77	宝塚市立スポーツ施設条例	料金/市外・営利等
11	スポーツ施設	高司グラウンド	社会教育部	スポーツ振興課	13,440	35,073.05	160.96	宝塚市立スポーツ施設条例	料金/市外・営利等
12	スポーツ施設	売布北グラウンド	社会教育部	スポーツ振興課	95,400	184,058.42	92.93	宝塚市立スポーツ施設条例	料金/市外・営利等
13	スポーツ施設	末広体育館	社会教育部	スポーツ振興課	43,200	38,736.73	-10.33	宝塚市立スポーツ施設条例	料金/市外・営利等
スポーツ施設 集計					576,240	1,207,603.45	109.57		
14	社会教育施設	西公民館	社会教育部	社会教育課	61,200	163,579.55	167.29	宝塚市立公民館設置管理条例	料金/市外・営利等
15	社会教育施設	中央公民館	社会教育部	社会教育課	53,800	205,705.20	282.35	宝塚市立公民館設置管理条例	料金/市外・営利等
16	社会教育施設	東公民館	社会教育部	社会教育課	63,600	243,753.01	283.26	宝塚市立公民館設置管理条例	料金/市外・営利等
社会教育施設 集計					178,600	613,037.76	243.25		
17	公益施設	さらら仁川公益施設	都市整備部	市街地整備課	299,500	173,772.53	-41.98	宝塚市公益施設条例	市外・営利等
18	公益施設	ヒビアめふ公益施設	都市整備部	市街地整備課	430,000	314,416.55	-26.88	宝塚市公益施設条例	市外・営利等
公益施設 集計					729,500	488,189.08	-33.08		
19	農業振興施設	宝塚市立農業振興施設	産業文化部	農の魅力創造課	5,000	5,242.53	4.85	宝塚市立農業振興施設条例	改定なし
20	農業振興施設	宝塚園芸振興センター	産業文化部	農の魅力創造課	10,500	10,726.38	2.16	宝塚市立宝塚園芸振興センター条例	改定なし
農業振興施設 集計					15,500	15,968.91	3.03		
21	コミュニティ施設等	共同利用施設旭町会館	市民交流部	市民協働推進課	17,100	14,261.37	-16.60	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
22	コミュニティ施設等	共同利用施設安倉会館	市民交流部	市民協働推進課	42,000	20,616.78	-50.91	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
23	コミュニティ施設等	共同利用施設安倉西会館	市民交流部	市民協働推進課	6,000	14,009.21	133.49	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
24	コミュニティ施設等	共同利用施設伊子志会館	市民交流部	市民協働推進課	9,000	8,240.96	-8.43	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
25	コミュニティ施設等	共同利用施設亀井会館	市民交流部	市民協働推進課	26,400	20,010.42	-24.20	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
26	コミュニティ施設等	共同利用施設御所の前会館	市民交流部	市民協働推進課	6,000	11,412.31	90.21	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
27	コミュニティ施設等	共同利用施設高司会館	市民交流部	市民協働推進課	25,000	8,501.60	-65.99	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等

No	カテゴリ	施設名	所管部	所管課	現行の使用料(円)施設合計	理論上の使用料(円)施設合計	乖離率(%)	条例	改定区分
28	コミュニティ施設等	共同利用施設山本会館	市民交流部	市民協働推進課	48,000	28,259.71	-41.13	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
29	コミュニティ施設等	共同利用施設山本台会館	市民交流部	市民協働推進課	18,200	7,911.22	-56.53	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
30	コミュニティ施設等	共同利用施設山本野里会館	市民交流部	市民協働推進課	18,000	4,500.40	-75.00	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
31	コミュニティ施設等	共同利用施設鹿塩会館	市民交流部	市民協働推進課	16,200	13,591.82	-16.10	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
32	コミュニティ施設等	共同利用施設小浜会館	市民交流部	市民協働推進課	18,700	20,574.81	10.03	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
33	コミュニティ施設等	共同利用施設小林会館	市民交流部	市民協働推進課	48,000	20,633.75	-57.01	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
34	コミュニティ施設等	共同利用施設松ガ丘会館	市民交流部	市民協働推進課	32,400	5,758.79	-82.23	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
35	コミュニティ施設等	共同利用施設仁川会館	市民交流部	市民協働推進課	24,200	25,144.48	3.90	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
36	コミュニティ施設等	共同利用施設川面会館	市民交流部	市民協働推進課	17,400	35,920.04	106.44	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
37	コミュニティ施設等	共同利用施設泉町会館	市民交流部	市民協働推進課	21,000	10,006.38	-52.35	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
38	コミュニティ施設等	共同利用施設中筋会館	市民交流部	市民協働推進課	37,800	26,170.72	-30.77	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
39	コミュニティ施設等	共同利用施設中山寺会館	市民交流部	市民協働推進課	24,000	7,522.12	-68.66	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
40	コミュニティ施設等	共同利用施設長尾南会館	市民交流部	市民協働推進課	55,200	13,640.15	-75.29	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
41	コミュニティ施設等	共同利用施設売布会館	市民交流部	市民協働推進課	17,100	14,311.96	-16.30	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
42	コミュニティ施設等	共同利用施設美幸会館	市民交流部	市民協働推進課	54,000	10,146.76	-81.21	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
43	コミュニティ施設等	共同利用施設福井会館	市民交流部	市民協働推進課	13,000	5,874.29	-54.81	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
44	コミュニティ施設等	共同利用施設米谷会館	市民交流部	市民協働推進課	33,000	45,643.13	38.31	宝塚市立共同利用施設条例	市外・営利等
45	コミュニティ施設等	地域利用施設雲雀丘倶楽部	市民交流部	市民協働推進課	56,400	38,435.17	-31.85	宝塚市立地域利用施設条例	市外・営利等
46	コミュニティ施設等	地域利用施設御殿山会館	市民交流部	市民協働推進課	36,000	49,818.61	38.39	宝塚市立地域利用施設条例	市外・営利等
47	コミュニティ施設等	地域利用施設光明会館	市民交流部	市民協働推進課	54,000	14,773.19	-72.64	宝塚市立地域利用施設条例	市外・営利等
48	コミュニティ施設等	地域利用施設高松会館	市民交流部	市民協働推進課	37,500	26,718.88	-28.75	宝塚市立地域利用施設条例	市外・営利等
49	コミュニティ施設等	地域利用施設西谷会館	市民交流部	市民協働推進課	73,500	235,420.18	220.30	宝塚市立地域利用施設条例	市外・営利等
50	コミュニティ施設等	地域利用施設南口会館	市民交流部	市民協働推進課	73,000	55,613.41	-23.82	宝塚市立地域利用施設条例	市外・営利等
51	コミュニティ施設等	地域利用施設美座会館	市民交流部	市民協働推進課	57,000	27,922.61	-51.01	宝塚市立地域利用施設条例	市外・営利等
52	コミュニティ施設等	中山台コミュニティセンター	市民交流部	市民協働推進課	73,590	136,054.29	84.88	宝塚市立中山台コミュニティセンター条例	市外・営利等
53	コミュニティ施設等	未成集会所	市民交流部	市民協働推進課	10,500	19,850.02	89.05	宝塚市立未成集会所条例	市外・営利等
54	コミュニティ施設等	男女共同参画センター	総務部	人権平和・男女共同参画課	15,800	7,303.08	-53.78	宝塚市男女共同参画センター条例	市外・営利等
コミュニティ施設等 集計					1,114,990	1,004,572.59	-9.90		

使用料 駐車場 検討結果

No.	施設名	所管部	所管課	現状の料金設定	条例上の規定	改定後料金	改定後の無料時間	根拠条例名称
1	市役所駐車場	総務部	管財課	最初の60分無料以降、100円/30分 最大料金なし	最初の60分無料以降、100円/30分 最大料金なし	100円/20分	午前8時から午後9時までに入庫した場合のみ1時間無料(12/29～1/3を除く)	宝塚市立市役所内駐車場条例
2	未広中央公園駐車場	都市安全部	公園河川課	最初の60分無料以降、100円/30分 最大料金なし	最初の60分無料以降、100円/30分 最大料金なし	100円/20分	午前8時から午後9時までに入庫した場合のみ1時間無料(12/29～1/3を除く)	宝塚市都市公園条例
3	東公民館駐車場	社会教育部	社会教育課	最初の60分無料以降、100円/30分 最大800円	100円/30分(上限額)	100円/20分(上限額)	改定しない(条例上の規定なし)	宝塚市立公民館設置管理条例
4	西公民館駐車場	社会教育部	社会教育課	最初の60分無料以降、100円/30分 最大900円	100円/30分(上限額)	100円/20分(上限額)	改定しない(条例上の規定なし)	宝塚市立公民館設置管理条例
5	スポーツセンター駐車場	社会教育部	スポーツ振興課	最初の60分無料以降、100円/60分(22時～翌日8時まで2,000円)	100円/30分(上限額)	100円/20分(上限額)	改定しない(条例上の規定なし)	宝塚市スポーツ施設条例
6	売布北グラウンド駐車場	社会教育部	スポーツ振興課	—	100円/30分(上限額)	100円/20分(上限額)	—	宝塚市スポーツ施設条例
7	花屋敷グラウンド駐車場	社会教育部	スポーツ振興課	—	100円/30分(上限額)	100円/20分(上限額)	—	宝塚市スポーツ施設条例
8	高司グラウンド駐車場	社会教育部	スポーツ振興課	—	100円/30分(上限額)	100円/20分(上限額)	—	宝塚市スポーツ施設条例
9	あいあいパーク(長尾SC)駐車場	産業文化部	農の魅力創造課	最初の60分無料以降、200円/30分(最大料金なし、1店舗3,000円以上で2時間無料)	200円/30分(上限額)	改定しない	複合施設であるため、各施設と調整を図り、主に夜間の無料時間を廃止する予定(条例上の規定なし)	宝塚市立宝塚園芸振興センター条例
10	ベガ・ホール駐車場	産業文化部	文化政策課	最初の30分無料以降、200円/30分 最大400円または800円	200円/30分(上限額)	改定しない	改定しない(条例上の規定なし)	宝塚市立文化施設条例
11	文化創造館駐車場	産業文化部	文化政策課	最初の20分無料以降、100円/60分または100円/20分(最大500円または800円)	普通自動車 400円/60分(上限額) 大型自動車 1,000円/60分(上限額)	改定しない	改定しない(条例上の規定なし)	宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)条例
12	文化芸術センター駐車場	都市安全部	公園河川課	最初の20分無料以降、100円/60分または100円/20分(最大500円または800円)	400円/60分(上限額)	改定しない	改定しない(条例上の規定なし)	宝塚市都市公園条例
13	宝塚駅前駐車場	都市安全部	防犯交通安全課	最初の30分無料以降、400円/30分 最大料金なし	最初の30分無料以降、400円/30分 最大料金なし	改定しない	改定しない(条例上の規定なし)	宝塚市立宝塚駅前駐車場条例
14	武田尾駅前駐車場	都市安全部	防犯交通安全課	500円/回	500円/回	改定しない	—	宝塚市立武田尾駅前駐車場条例